

コンプライアンスの推進

公務の内外を問わず，非違行為を根絶するために

平成31年4月1日
新見市立新見南中学校

教職員はその職責から高い倫理性が求められるとともに，法令遵守の範となるべき立場にあることを認識しなければなりません。また，自己の言動が生徒や保護者，社会に与える影響が大きいことを常に考え，公務外であっても自己を律して行動する意識をもつ必要があります。

新見南中学校では，コンプライアンスを徹底し，不祥事を絶対に起こさないという教職員の意識高揚，校内体制づくりのために次の事項について共通理解を図ることとします。

1 交通事故防止

交通法規を遵守し，常に細心の注意と緊張感をもって運転するよう心がける。

- ・ 制限速度を守るとともに，適切な車間距離をとる。
- ・ 無理な追い越しや割り込みは絶対にしない。
- ・ 運転中は携帯電話を使用しない，さわらない。
- ・ 早めの合図，ライト点灯に心がける。

万一，事故に遭遇したときは次の対応をとる。

- ・ 被害者がいる場合は，生命 safety の確保を最優先する。救護措置や事後対応は誠意ある態度で適切に行う。
- ・ 必ず警察に連絡し，現場検証を受ける。また，校長か教頭に連絡する。
- ・ 次の事項を確認し，事故報告書を作成する。
(日時，場所，事故状況，現場見取図，検証状況，示談内容，
相手側の氏名・住所・勤務先，車種，被害の程度，気象・道路状況)

2 飲酒・酒気帯び運転の根絶

- ・ 飲酒をした場合は，量の多少にかかわらず，いかなる場合でも絶対に自動車等を運転しない。
- ・ 飲酒の予定がある場合には，行き帰りの方法などについて職場で声を掛け合い，日頃から意識高揚を図る。
- ・ 翌日もアルコール分が体内に残存することがあることを十分認識し，可能性が少しでもある場合は自動車等を絶対に運転しない。

3 体罰防止

- ・ 体罰は人権侵害であることを認識し、「厳しい指導」「愛の鞭」などといって正当化しない。
- ・ 生徒指導においては、複数の教員でチームを組んで指導に当たる。
- ・ 部活動においては、特定の顧問だけが指導に当たることのないよう、複数で部活動を指導する体制にする。
- ・ 学期に1回以上研修を行い、懲戒と体罰の違いについて認識を深める。

4 情報管理・守秘義務

- ・ 個人情報の取り扱いに関する新見市情報処理システム管理運営規則を再確認する。
- ・ 成績管理、名簿等の個人情報はネットワーク上に保存し、USB メモリーなどの記憶媒体に保存しない。
- ・ 個人情報に関する書類等は書庫に保管し、決して校外に持ち出さない。
- ・ 氏名が記載されている文書や個人が特定される文書を廃棄する場合は、シュレッダーを使用し、ゴミ箱に入れない。
- ・ 酒席の場等、生徒の個人情報等を他に聞こえるような場所で話題にしない。

5 わいせつな行為、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント防止

- ・ 生徒との個別相談・個別指導を行う場合は管理職に告げてから行う。
- ・ 1対1で生徒と対応する場合は、密室にならないよう工夫する。
- ・ 生徒や保護者と私的な電話やメール交換はしない。生徒の携帯電話等に電話・メールをすることは原則として禁止する。
- ・ SNSを使用する場合は、教職員としての品格を保つ。
- ・ セクシュアルハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促す。また、不快な思いをしたら遠慮なく相談できる体制をつくる。
- ・ パワーハラスメントを見聞きした場合は、積極的に声かけをし、相談窓口等に相談する。

校内・・・管理職・養護教諭

市教委（学校教育課）、教職員課（義務教育人事班）等

6 その他

- ・ 過度の遊興にふけったり、ギャンブルにのめりこんだりするなど、教育公務員としてふさわしくない行為は行わない。
- ・ 選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触する恐れのある行動は決してとらない。
- ・ 営利を目的とした商品の販売に携わらない。